相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市赤松町北畑九一番地、最後の住所愛知県安城市赤松町前川三八番地
被相続人　亡　太田　隆之
右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十二月十一日
愛知県安城市三河安城本町一―二九―一六
三河安城法律事務所
相続財産管理人　増田乾太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍堺市北区新金岡町三丁三番、最後の住所兵庫県西宮市すみれ台一丁目五番地九
被相続人　亡　小田謙一郎
右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十二月十一日
兵庫県西脇市西脇九九〇番地　西脇経済センタービル一階
相続財産管理人　弁護士　矢野　耕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区篠原中町三丁目九番地、最後の住所神戸市灘区篠原中町三丁目三番一一号
被相続人　亡　清水　一郎
右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十二月十一日
神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号第二法友会館三階　かけはし法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市伏見区深草鳥居崎町六二五番地、最後の住所奈良県奈良市富雄泉ヶ丘三〇番六号
被相続人　亡　西川　喜哉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十二月十一日
奈良県奈良市西大寺栄町三番二七号　泉谷ビル六階　きずな西大寺法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西村　香苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市神村町五六八〇番地、最後の住所広島県尾道市潮見町一〇番二〇号
被相続人　亡　橘髙マサヨ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十二月十一日
広島県三原市貝野町二番三五号、事務所広島県三原市宮浦六丁目六番一〇号
相続財産管理人　大森　佳代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市春日町一〇番地、最後の住所宮崎県日南市春日町一〇番一八号
被相続人　亡　田中　光
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十二月十一日
宮崎県宮崎市旭一丁目七番一一号ＨＡＰＰＯＷＡＲＬ宮崎県庁通り三〇四号
相続財産管理人　江島　寛

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
平成二十四年十二月十一日
一、墳墓等所在地　栃木県下都賀郡岩舟町六二二
一、墳墓等の名称　恵生院境内墓地
一、死亡者の本籍および氏名　本籍全て不詳　山田幸三、山田安平、永島光枝、不詳二十三基
一、改葬を行おうとする者　栃木県下都賀郡岩舟町六二二　宗教法人恵生院　住職　堀　昌道

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。
下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。
平成24年12月11日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ＶＩＺＯＮＥ　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－814号　④株式会社ＶＩＺＯＮＥ　千葉県習志野市谷津二丁目２番３－410号　代表取締役　金斗善　⑤本社営業所　千葉県習志野市谷津二丁目２番３－410号　⑥平成23年５月10日　⑧平成23年５月10日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県習志野市谷津二丁目２番３－410号　株式会社ＶＩＺＯＮＥ　代表取締役　金斗善

Ｂ　①株式会社マリオットバケーションクラブインターナショナル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6399号　④株式会社マリオットバケーションクラブインターナショナル　東京都中央区築地四丁目７番１号築地三井ビル４階　代表取締役　福岡武彦　⑤本社営業所　東京都中央区築地四丁目７番１号築地三井ビル４階　⑥平成23年１月13日　⑧平成24年11月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区築地四丁目７番１号築地三井ビル４階　株式会社マリオットバケーションクラブインターナショナル　代表取締役　福岡武彦

Ｂ　①株式会社北日本航空サービス　②第３種旅行業　③石川県知事登録旅行業第３－98号　④株式会社北日本航空サービス　石川県金沢市畝田中１丁目12番地　代表取締役　太田武男　⑤本社営業所　石川県金沢市畝田中１丁目12番地　⑥昭和58年10月６日　⑧平成24年11月26日　⑩300万円　⑪石川県知事　⑫石川県金沢市畝田中１丁目12番地　株式会社北日本航空サービス　代表取締役　太田武男

Ｂ　①有限会社明船水産（ほうせん観光）　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―569号　④有限会社明船水産　静岡県浜松市中区中島四丁目９番23号　代表取締役　船坂知宏　⑤本社営業所　静岡県浜松市南区新貝町239番地１　⑥平成21年８月20日　⑧平成24年11月13日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県浜松市中区中島四丁目９番23号　有限会社明船水産　代表取締役　船坂知宏